

会 議 録

会議名 (付属機関等名)		川西市個人情報保護審議会(第 53 回)		
事務局(担当課)		総務部 総務室 総務課 内線(2321)		
開催日時		平成 25 年 9 月 20 日(金)午後 6 時 00 分 ~ 午後 7 時 00 分		
開催場所		本庁舎 4 階 庁議室		
出席者	委員	井上会長 山口副会長 長尾委員 乗井委員 三宅委員 恩地委員 荒木委員 武内委員 丸山委員 以上 9 名 (欠席:田邊委員)		
	実施機関	(市民生活部生活活性室) 大屋敷室長 (市民生活部生活活性室産業振興課) 中西課長 五代		
	事務局	小田部長 井内室長 阿部課長 今井課長補佐 熊井主任 松永 福田 後藤		
傍聴の可否		可	傍聴者数	1 人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		1 会長あいさつ 2 審議事項 諮問第 47 号 電子計算機の結合による個人情報の提供について (次期農業共済ネットワーク化情報システム導入に伴う個人情報の提供) 3 その他		
会議結果		当該諮問(第 47 号)案件については、その取扱いを適当なものであると認める答申を得る。		

審 議 経 過

会 長:あいさつ

事 務 局:説明

本日提出資料の確認及び説明

事前送付資料 開催通知

諮問書(第47号)

諮問書第47号に関する資料

本日提出資料 レジメ

座席表

審議事項

諮問第47号 電子計算機の結合による個人情報の提供について

次期農業共済ネットワーク化情報システム導入に伴う個人情報の提供

<p>会 長</p>	<p>個人情報審議会を開会いたしたいと思います。まず最初に本日の委員の出席でありますけれど、田邊委員より欠席の届出をいただいております。また現在のところ9名の委員に出席いただいております。当審議会規則第4条第2項の規定によりまして定足数を充足していることで本日の会議が有効に成立していることをまず最初にご報告させていただきます。</p> <p>それでは本日は開催通知にご案内のとおり、諮問第47号、電子計算機の結合による個人情報の提供に関する意見についての審議を願いたいと思います。まず具体的な審議に入ります前に諮問案件の概要並びに、本日配布されております資料等の確認などにつきまして、事務局のほうから説明をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">事務局 資料確認</p>
<p>会 長</p>	<p>どうもありがとうございます。事務局からご説明等がありましたとおり、お手元に配布されている資料すべてお揃いでしょうか。それでは本日の会議の進め方についてですけれども、まずいつもの通りなんですけど、実施機関の担当者から説明受けたのち、委員の皆様方からご質問をお受けし、実施機関の担当者が退席したのち、案件についての審議を進めさせていただきたいと思いますが以上の方法でよろしいでしょうか。では、そのように進めさせていただきます。</p> <p>それでは諮問第47号の内容につきまして簡単に事務局の方からご説明いただけますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">事務局 諮問案件概要説明</p>
<p>会 長</p>	<p>どうも有難うございます。条例13条第1項にあります、オンライン結合の禁止というのがありまして、実施機関は通信回線等による電子計算機による結合により個人情報を実施機関以外の者に提供してはならないというのがありまして、オンラインでは現在は繋がっていないわけなんですけど、さまざまな事情によりましてこれから農業共済システムへのネットワークに接続したいということで、条例によりまして第1項第2項によりまして実施機関が公益上の必要があり、かつ個人情報について必要な保護措置が講じられていると認めるときとあるんですが、この案件に関しては第2項であらかじめ審議会の意見を聴かなければならないということになっていまして、その手続きに従って今回この諮問案件が挙がってきているということです。それでは今までのところで質問意見等ございますでしょうか。</p> <p>それでは実施機関であります、市民生活部 生活活性室 産業振興課の担当者入室をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">実施機関 入室</p>
<p>会 長</p>	<p>どうもご出席いただきありがとうございます。諮問案件の説明をお願いしたいと思いますが、その前に簡単に自己紹介をお願いします。</p>

実施機関	<p>市民生活部生活活性室の「大屋敷」でございます、本日はどうぞよろしくお願いいたします。同じく産業振興課長の「中西」と申します、よろしくお願いいたします。同じく産業振興課の「五代」でございます、よろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>では、早速本日の審議案件についてご説明を受けたいと思いますので、諮問第47号についての説明をよろしくお願いいたします。</p>
実施機関	<p>それでは、次期農業共済ネットワークシステムについて、ご説明する前に農業共済について簡単にご説明させていただきます。</p> <p>農業共済とは、農家が掛け金を出し合って共同準備財産をつくる助け合いを基本としながら、国も掛け金の一部を負担するなど、農家が自然災害にあった時に被る経済的損失を最小限にとどめ、経営安定を図るために実施されている国の災害補償制度でございます。</p> <p>先日、9月16日に日本列島を縦断した大型台風18号では、大雨により各地で洪水、崖くずれなど甚大な被害をもたらしており、川西市におきましても農地が崩れ、道をふさぐというような被害がございました。このような災害等による水田が崩れる、暴風により稲が倒伏するといった水稲の被害や、強風による建物の倒壊等の被害が出た場合、農家が受けた被害を補償する制度が農業共済でございます。</p> <p>現在、川西市で実施している共済事業は、水稲の被害に対し補償を行う水稲共済、住宅や畜舎などの建物に対し補償を行う建物共済、トラクター、コンバインなど農機具に対し補償を行う農機具共済の3つでございます。加入状況につきましては水稲共済が250戸、建物共済は334件、農機具共済は4件となっております。</p> <p>この農業共済事業のため、当課では農業共済専用のパソコンとサーバを用いて加入者の個人情報管理しております。現在使用しているシステムにつきましては、平成21年4月から平成26年3月までのリース契約を締結しており、今年度末に更新時期を迎えるため、平成26年度に向け、機器更改をする必要がございます。新機器への移行の際、農業共済の主体となっております兵庫県農業共済組合連合会では、これまでの各市のパソコンで保存しておりました個人情報を一つのサーバに集約し集中管理する、サーバーベースドコンピューティングを導入することとしており、本市におきましても当課でも説明会等で説明を受けた結果、併せて導入する方向で検討しております。</p> <p>このサーバーベースドコンピューティングにつきましては、お手元の資料1の中段以降にございます、集中化運用システムのイメージをご覧いただきたいと思います。資料1のように、サーバーベースドコンピューティングを導入いたしますと、当課で管理するパソコンや他市町村が管理しているパソコンが県内に保管されているサーバと直接接続することになります。これによりサーバの情報を直接当課で編集、保存が可能となります。このようなサーバとオンライン化接続するメリットは3点ございます。</p> <p>まず、1点目はデータの保守でございますが、現在当課のパソコンとサーバでデータを保管しておりますが、万一、市役所等に天災等が起き、パソコンやサーバが故障すると早急なデータ復旧が難しい状況でございます。しかしながら、このシステム導入によりまして、データは外部サーバに保管すれば、データを守ることが可能でございます。2点目はデータの更新でございます。オンライン化により、サーバに法律改正や様式変更等の情報やまたウイルスバスター</p>

であるとか、セキュリティプログラムを一括更新されると、市にも変更後のデータが配信されるため常に最新の状態、環境でデータを利用することができます。

3点目はデータの紛失のリスク回避でございます。これまで、データを報告する際は、MOやFDを使用しておりましたが、郵便等で送付するためデータ紛失の可能性があります。オンライン化によりサーバに直接情報を入力、保管することができ電子媒体による報告をする必要がなくなるため、情報媒体紛失による個人情報を遺漏することがなくなります。メリットにつきましては以上です。

ここでオンライン化することで問題となりますのが、セキュリティの問題でございます。資料2の1ページ、図1IP-VPN方式によるネットワークイメージ図をご覧ください。パソコンとサーバの接続にはケイオプティコムが提供する仮想私設通信網を利用いたします。この通信網は複数の市町村が共同で利用しますが、暗号化技術などを使いユーザー同士の通信が混線しないように設定され、通信速度の安定性やセキュリティの面で、インターネットVPNより優れております。それに加え、サーバはパソコンの個体識別番号と市のユーザーID、パスワードが合致しなければアクセスできないようになっておりますので、専用パソコンかつIDとパスワードを知る、産業振興課担当職員以外は情報を閲覧することができません。説明は以上です。

会 長

では今回の諮問案件に関しましての説明は受けましたが、ただいまの説明につきまして委員の皆様から何かご質問等ございませんでしょうか。

委 員

ちょっと教えていただきたいのですが、こちらの資料のところに提供先の保護措置とありますね、その2番目のところに個人情報へのアクセスは情報を登録した産業振興課員のみ許可され、原則として外部アクセスはできないという措置をとられているということですが、原則として外部アクセスはできないということなので、万が一必要な時は外部へアクセスすることは可能なのですか。それはどういう場合があるんでしょうかね。

実施機関

では私の方からお答えさせていただきたいと思います。こちらは原則として外部アクセスができないというふうになっておりますけれど、原則というのが先ほど申し上げました農業共済システムの建物共済の方で実際、建物共済と火災共済がありまして、お家のほうが火災によって焼けてしまったとかいう場合、その建物を持っている方の情報を調べる必要がございます。その権限は申し訳ないですが市にはございません。それを行っているのが兵庫県の連合会です、連合会が実際に調査を行っておりますので、そちらのほう調べるために情報を見る、例えば建物が築何年なのか、鉄筋なのか木造なのかというようなこと、もちろん個人情報、住所や名前、その保険料を算定するために家族の情報や保険の加入どういうものにされているか確認する必要がございますのでアクセスすることがございます。他に災害等があった場合にデータの復旧をする際に、どうしてもサーバの情報を触らないといけないといった場合にも川西市の情報も触られる可能性もございます。以上でございます。

委 員

よろしいですか。これ今XPなんでオフラインになるんですね。オフラインなら別にXPのままでも問題はないんじゃないか、流出等についての危険性はないんじゃないか、それをそうではなくってオンラインに変えるメリットはお話しいただいたんですが、デメリットもあると思うんです

	<p>けど、なぜオンライン化しなければならないのか、国の指示だからということですか、どうですか？</p>
<p>実施機関</p>	<p>実は共済につきましては、この資料に書かせてもらったように、私どもだけでなく、他市町も入っている。現在たとえばデータ作成であるとか資料作成の時など、その都度実際は県の連合会から職員が来られて作業していたりと、結構そういう実質的な手間がかかっている現状がございます。そういう中で県連合会のほうが一括集約するということになるということと、またデータが本市にしか基本的になくなってしまいますので、もし何か起こった時にはバックアップということであれば、というところでももちろんセンターの他にももう一つバックアップのセンターのほうをお持ちのようですので、そういう方式に変換したいということで、連合会のほうから説明を受けて、本市も安全性を考えた中で移行していこうと考えています。</p>
<p>委員</p>	<p>このネットワークもサーバを管理しているのが県の連合会ということですか。</p>
<p>実施機関</p>	<p>県の連合会なんですけど、そこから委託契約を結んだ会社のほうが実質はされています。会社はサクラケーシーエスという会社です。</p>
<p>会長</p>	<p>ご意見のある方、質問のある方お出しただければと思いますが、どこでもそうなんです、うちの大学でも同じで、XPのバックアップ体制が終わるとシステムを8とか7に変えると同時にオンライン化の話がでてくるんで、なんでやねんという、わからないんですが…。</p>
<p>会長</p>	<p>システム上の問題も難しくわかりませんが、これ、あれですよ、閉鎖ランですよ、それでネットで繋がらないパソコンの。</p>
<p>委員</p>	<p>今の閉鎖ランというところで教えていただきたいんですけど、私もパソコンというか、システムに弱いんですけど、外のインターネットとは介さないということですけど、たとえば市役所の中で悪い人が入ってきてカチャカチャしたときに電波が飛んで、そこが読まれるとか改ざんされとかいような危険性はないものなのですか。</p>
<p>委員</p>	<p>光ファイバーにつながる？</p>
<p>委員</p>	<p>繋がってないんですね。その辺は大丈夫なんですね。無線じゃなしに有線の。</p>
<p>実施機関</p>	<p>今回の導入にあたって、この庁舎の確認で光ファイバーの本数等あわせて…</p>
<p>委員</p>	<p>中に有線でいれている？</p>
<p>会長</p>	<p>パスワード方式でしかでない。 いろいろ疑問はあると思いますが、お出しください。</p>

委員	これシステム変えますよね、メリットはどんなのがありますか。替えるメリットをもう一度。
実施機関	繰り返しになりますけれど、1点目はデータが、市役所の方で何か天災等の事故があった時にバックアップが確実に管理されているとそのデータの復旧が確実であること、それと2点目はいろんなソフトの機器の更新であるとか中身の更新ですね。法改正を受けたであるとか、様式が変わったりであったりとかそういうもの一括で処理することで我々常に新しい情報を取得できること。3つ目が、一番お聞きのところ、今は電子媒体で情報を運搬しているところですけど、それは、どこまで行っても紛失の危機がございますので、そこは確実にコンピューターと繋がっているなかで非常に軽減されると思います。
委員 会長	一社で確認してるの？ただ、これにした場合に情報が漏れることはないのかな、逆に。 だからそこをセキュリティかけているっていう。そのセキュリティに問題がある。業者がいる話ですから信用できるかとあるんですけど、だけど開けるためにはパスワードがないと開けられないっていうことになりますので、それは知っている人間でないと開けられない。川西市は川西市の職員の方しかパスワードわからないので、神戸市であるとか宝塚市が勝手に開けることは出来ない。
委員	こういうようにして、市の経費は安くなる？確かに一社で何かあった時に困るから、ちゃんと見てもらうっていうのはわかるんですよ。それ以外にいろんなこと書いてあるんですけど、もうひとつわからないですよ。
会長	一番の問題はね、この間の東日本大震災の時に役所でも全部つぶれたでしょ、津波で。あれでデータが全部なくなったんですよ、だからわからへんようになっちゃった。それがこういう形で集中管理してると、そこにデータが残ってるから大丈夫だというのが今回の一つのポイントでもある。農業と漁業に関しても同じで、特にあまちゃんやってる三陸沖、あのへんのデータが全部とんでなくなった。
委員	その管理はそれでいいとしても、市の費用の関係やね。
委員	コストはどうなんですか？
実施機関	実際問題、現在のクライアントサーバとパソコンの本体ですね、こちらは5年でリースしてる状況です。今回の、県の連合会から提示いただいた金額は、若干機器新しくなっているということ、システムが複雑になっているということで若干金額的には増になっていますけど、それほど違いはない、大幅な金額増というわけではない。
委員	わかりました、これはごっつお金がかかるのかなとそんな気がしていたから。

会 長	<p>だから現実問題として、オンライン接続を認めるということのためには公益上の必要性が認められるということと、個人情報の保護措置がしっかりと取られていること、この二つの要件が満たされないためなんです。公益上のほうは今出てきたんですが、セキュリティの関係で、個人情報保護の関係のシステム上の体制とはどうなってるのか、もう少し詳しくお話しいただけますか。</p>
実施機関	<p>セキュリティの話ですけど、実際そのパソコンを動かす際にパスワードと職員のIDがいると話しました。職員のID、パスワードを知っていれば、他のパソコンからケーブルだけ付け替えて改ざんできるんじゃないかとなるんですけど、今のパソコンはそのパソコン自身の個体識別番号がございまして、そのパソコンでなければ開くことはできませんので、仮に私の持っているノートパソコンに差してできるかといえはそれはできないものとはなっています。他に先ほど資料の1のほうに閉鎖ランのところで申したとおり、例えばよその市も同じようなことが言えます。</p> <p>わたしが川西市の職員パスワード、IDを持っています。それを持って宝塚にパソコン貸してくださいと借りにいったとしても、もちろんアクセスはできません。それは同じことが言えますし、他にセキュリティのほうで原則的にもパスワード持っている職員しか開けられないという面と、データの方、暗号化して送られていますので、サーバに入るまでの状態で個人情報を識別して開くことはまずできないとなっています。</p> <p>またそのセキュリティのサーバ自身もさわれるのが県の連合会の管理者のみとなっていますので、勝手に触ることができないように、厳重に管理させたシステムの中にいれていますということで資料3の方のセキュリティポリシーの方に書いてあります。</p>
会 長	<p>この連合会が、サーバの管理者、委託者に対してこのポリシーを厳密に守らせるという契約の体制を取っているということですか。</p>
実施機関	<p>そのとおりです。</p>
委 員	<p>ちょっとイメージが掴みづらいので教えていただきたいんですけど、これまでというかそもそも、この農業共済ネットワーク化情報システムというのが、農業共済組合市町村と政府と連動して三段階こういうことで、その間のなかでMOやFDの記録媒体での報告というのが行われていたということの理解が正しいんですね。これが閉鎖ランのもとで、統一サーバの中でこういうことでデータがやり取りされるということに変わるという理解なんですけど、要は市で持っている情報を、これまで例えばそれをどこかに送る、仮に国に送るといった場合に、国はどうやってその情報にアクセスするんですか。</p>
実施機関	<p>まず市の方から直接連合会の方に、兵庫県にデータを送りまして兵庫県の方から国にデータを送信しています。ただ国の方にデータを送信する場合は、国と県との間の専用回線、電話回線のようなもので登録をしている相手じゃないと着信しないような回線がございまして、それを使って通信しているということです。ただし県から国に送る情報は個人情報ではなく数値の情報となっております。例えば共済に何件加入しています、共済のかけ金はこのくらいです、くらいの内容しか送信をしていないとのことです。</p>

<p>会 長</p>	<p>共済なんで、どこの誰それが共済に加入してて、どれぐらいの金を払ってるというのは市でしか管理してなくて、川西市が受けている共済金額何件がこんだけの金額を受け取っています、というのは連合会に出している。それをこんど連合会が県全体の分の件数と金額を掛け金とかたちで国に農水省に渡すという仕組みなんです。いわゆる純粹の意味での個人データというのはここにしかない、市町村しか持ってない。</p> <p>だからつぶれた時に、どこにその農家がおって、どのぐらいの大きさを今までどれだけ金かけてたというのが明確にわからないという問題が東日本の時におきた、たぶん阪神淡路大震災の時も似たようなことがあったんだと思うんですね。特に淡路の件でそういうのがあったというので、ネットワーク化、ネットワーク化というのを国が一生懸命言ってるんですね。</p> <p>当時まだ個人情報保護法がなかったんで、自治体の条例で全部規制をかけるしかなかった。東日本の時に津波で人も流されてますから、農家もあったのかなかったのかもよくわからへんという問題がある。</p>
<p>委 員</p>	<p>もう一つ質問よろしいですか。これはサーバに送って、市の方には全くデータは残らないんですか？市のほうには残るんですか？</p>
<p>実施機関</p>	<p>市の方にデータだけというよりは、加入情報として紙ベースのものが残っています。それで保管されています。</p>
<p>委 員</p>	<p>紙で保管するんですか。</p>
<p>実施機関</p>	<p>一応、農家さまから聞かれたときに、僕は何を掛けてたっけ、と言われたときに出したりしています。</p>
<p>委 員</p>	<p>そうすると、サーバの方がやられてしまった場合には、紙からデータを復旧する形になるんですか。</p>
<p>実施機関</p>	<p>最悪の場合はそうなるでしょうが、ただサーバが壊れたときには復旧できるように、もう一つ一応予備のサーバがございますので二重の体制となっております。</p>
<p>会 長</p>	<p>バックアップはとっているでしょう。</p>
<p>委 員</p>	<p>天災を想定した場合に、県の方のサーバがやられちゃうというのは普通に考えられるのかなという気がしたんですが。</p>
<p>実施機関</p>	<p>川西市、サーバの方は兵庫県下に一台と、国の方に一台というような感じで、わたしも場所は存じておりませんが、2台あるということです。</p>
<p>会 長</p>	<p>東京にあるのが怖い。</p>

実施機関	国がどこに置いているのかは知らないです。
委員	そうすると、国は3つ4つもあちこちに？
会長	それは霞が関に一括してあるわけではないです。
委員	これって安全な場所って、秘密なんですか？
会長	業者は知ってますけど、公開はたぶんしてない。
委員	それだけに怖いことは怖いよな、業者だから。最初はいいけどだんだん…。
会長	業者も実際にそこにおるわけじゃないんで、コンピュータの場合は、他に何か。
委員	初めに質問しておく初心者的なことだったんですけど、イメージなんですけど、提供される個人からすると、この変更によってどのように自分の情報の扱いが変わるのかという、そういう視点でもう一度説明をしていただくことはできますか。
実施機関	<p>加入者の方が実際どういう形で変わってくるのかといえば、実際のところは、われわれは加入者様からは紙データで申し込み書を頂いている状況、今まではその紙データでいただいた申込書を電子媒体でディスクであったりMOであったりというもので県の方に送るというかたち。ただこの一連の流れでなぜこういうことをしているかという大きな理由として、一番最初にお話ししたとおり、掛け金をかけるとともに国も一定の負担をしていただきますので、その数値をはじき出すのに必要になってきますので、極力個人データにつきましては紙ベースで対応されて、ただわれわれが加入者様に、これからデータはここにはないんだよということを言っているわけではない。というか、我々の管理上のシステムが変わってくるだけのことで、紙データではありませんということお伝えしていますので、正直なところ加入者さんにとっては紙ベースとしての管理の意識はお持ちだとは思いますが、データがどこにいつてるのかという意識は今の段階ではそれほど意識されていないのかなと思います。</p> <p>そのへんのシステムが変わりますという説明は連合会も含めてこういった形でやるのかをこれから確認させていただきたいと思いますが、ちょっとそのへんのところ意識をどう思われているかと確認しておりませんので、一応こういう回答にさせていただきます。</p>
委員	一番たくさん加入されているのは建物共済の方ですが、共済の種類が今は紙であがっていることは聞きましたが、そのあとの扱いを、同じことをもう一度教わりたいんですけども、市のなかでスタンダードに管理されていたということですけども。
実施機関	今現在はまさにこの事務所にサーバがございまして、データは全てそこにある状態です。そ

	<p>の中の色んな入力データを県にお渡しするときは電子媒体を使って郵送なり、もしくは職員の方が来られた時にお渡しするという形で、データ扱いはさせていただいておりました。ですので、先ほど申し上げた今あるサーバ、これがもう全て、データ情報上は全て、紙ベースのものを除けばそれが全て、照会等の確認というのは一般的にはサーバーを使っていたのが現状でした。</p> <p>今度、集中的になって接続をする形になりますけど、基本的には端末機としては有効ですので、いままでと要するにどこに本体があるかという違いだけであって加入者さんにつきましては確認でしかないですけど、確認はとらせてもらいたいと思います。</p> <p>一般的に各加入者の方にとってはそれほど大きな意識の変化はないのかなとは思いますが、それでも。</p>
委員	ありがとうございます。
委員	もう一点の質問ですけど、データ自体の結合というのは行われるのですか？今、市の方でデータ化されているものがあって、それを専用線で繋いで、連合会のほうのサーバに接続して、まずデータを吸い上げてもらうという形をとるんですかね？一番最初のときに。
実施機関	その答えですけど、連合会のサーバ自身にあるデータ、資料1の方に書いてあるんですけど、集中化運用システムのイメージに、サーバの真ん中、アプリケーションサーバというものがあります。デスクトップ仮想化ソフトAPソフト(office2010等)OS(Windows server)というのがあるんですけど、実はサーバの中がパソコンだと思っていただければと思います。そのサーバにあるパソコンを市役所のパソコンに画面を移動させてやっている、サーバにある情報を直接、市役所でいじれるという風に考えていただけたらと思います。
委員	パーテーションとしては切り分けられているんですね。
実施機関	そうです。なので先ほど資料2の方の、IP - VPN方式によるネットワークイメージ図で、くっきりと分かれているのがそういうことなんです。マンションになって一室分かれているようなイメージです。
委員	ということはデータ自体の結合は行われぬ。
実施機関	そうです。最終的に数字という形で集約はされるでしょうが、個人情報として結合はされぬです。
委員	有難うございます。
会長	データ処理はされるんですね。
実施機関	それができるように、一応APソフトですから。

<p>会 長</p>	<p>今XP使っていて2003くらいを使っているやつが次は2010ですから、バージョンアップされますから、当然そういう形での変換を行われる、マッチングをするわけじゃない。このサーバは県単位ですか、全国？</p>
<p>実施機関</p>	<p>県単位です、都道府県単位ですね。 たまたま先ほど申し上げました26年にはリース期間が終了しますし、パソコン年数もありますので今年度見直すということで、県の方からは昨年2月からお話しいただいています。</p>
<p>会 長</p>	<p>他に何かございませんか。もし無いようでしたら実施機関の皆さんにご退出していただきます。ご苦労様でした。</p> <p style="text-align: center;">実施機関退室</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、本日の諮問案件に係ります個人情報の取り扱いについての審議を進めたいと思います。いわゆるオンライン結合の禁止の例外というものを認めることができるかどうかについての答申、意見を審議しなくてはならないんですけど、さきほども条文についてお話ししました通り、まず公益上の必要性があるということと、個人情報について必要な保護措置が講じられていることが前提となって、そのうえでオンライン結合についての可否を判断しないといけないということなんですけど、この要件を満たすと可となりますが、何かご意見ございましたらご自由にお出しいただいて構いませんので、どなたからでも結構です。</p>
<p>委 員</p>	<p>その提供先自身が我々ちょっとわかりにくい部分があるんですけど、しかしながら、連合会の方に移行することによって、その情報がキープされるというのであれば、別に問題ないと思うんですけど、僕自身は個人情報を確実に守れるところであるという前提であれば私はいいと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>提供先は連合会なんですよ。サーバの管理責任者も連合会なんですよ。それを業者に委託する、連合会そのものがそんなにパソコンに詳しくって専門があるかどうかという問題もありますんで、連合会の責任の元にサーバも管理しているということ。</p>
<p>委 員</p>	<p>今までMO・FDでデータを送られていたことを考えると安全性が上がるということですね。</p>
<p>会 長</p>	<p>そう思いますよ。郵送でそれをやられるというのはよくありませんで、車の中置いといて盗られるとか。</p>
<p>委 員</p>	<p>宅配業者がどっか放ってしまったり…。</p>
<p>会 長</p>	<p>サーバの方のセキュリティに関しては、先ほど実施機関の方からご説明をいただいたとおり、だれでもアクセスできないうえに、アクセスできる者が限られて使えるコンピューターも個体</p>

	<p>認証になっている、パスワードをかけなきゃダメだと、一応セキュリティ方法については認められるんじゃないかなと保護措置はとられていると考えられることもできると思います。ご自由にご意見お出しただければと思います。</p>
会 長	<p>これはこういう形でオンライン結合しますよということについて、条文上どこにもないですけど、加入者に知らせることはないんですか？知らせなければならぬと条文上はないんですけど、実施機関の方から共済加入者に対して今回こう言う形でオンラインに接続しますよという通知することはないんですか？</p>
事 務 局	<p>規定はございません。</p>
会 長	<p>規定ないんですよね、そういうサービスもない。そしてどうだと言われても外すわけにはいかない、そうすると、強制加入ですよね。</p>
委 員	<p>先ほど質問しておいたら良かったかもしれないですけど、まだわかりきれていないところが、システムについてありまして。というのは、仮に市の方で県外とかぜんぜん別の場所に市の専用線を使って市のサーバを置くことと、どんな違いが出てくるのかということ、現在システム自体が新しくなるから値段も上がってくるということなので、市で持ってたとしても、XPをやめれば値段は上がると思うんですけど、単に安全ということだけでいえば、天災とかから守るということだけでいえば、非常に離れた土地にサーバを持つということで、克服は可能かと。ただ最後のMOとかでやりとりするというのがいなくなるというこの点なんですよ。つまりサーバの中でパーティションで切り分けられていて、他からアクセスできないのならどうやってやりとりするのか、ちょっとよくわからない。そこにこそたぶん一番個人情報保護の観点での問題があったのかなという気がする。</p>
会 長	<p>そのコンピューター上でデータを市の方が必要とされるデータに変換して、そのまま提供するということになるんでしょ。生データそのものを渡すのではなくて生データを市の方が処理して必要とされているデータにそのコンピューターサーバ上で変換して提供するという。これは法令上の義務ですから、われわれの知りえるところではないと思います。</p>
委 員	<p>そうすると、市の方でサーバのコンピューターに直接アクセスして提供すると。</p>
会 長	<p>そのサーバ上のコンピューターのところで一括処理できちゃうと。例えば市が宝塚あたりにサーバを置いたとして、そこでやり取りをすると、同じようにデータつくっても、それはやはりUSBとかMOに戻して渡さないとあかんでしょ、データに関しては、その手間は省けると。一つのコンピューターの中で処理をしたら。</p> <p>たぶん県の連合会の方は、県の連合会で処理するデータについては東京というか、霞が関と繋がってるんだろうそのネットワークはまだあると思います。</p>
委 員	<p>すると、県の連合会は市とつながっている方のパソコン1台と、国と繋がっているパソコンの1</p>

	台という形になる？
会 長	だから都道府県単位ですかというのを聞いている。県は県でそのサーバについてのオンライン結合について、同じようなことをたぶんやっているとと思う。
会 長	現実には共済ですから。健康保険のなんかと同じパターンで。
会 長	オンライン結合といっても、いわゆるインターネットにつながるわけじゃないんで、複数のコンピューター間でのオンラインというパターンですね。このランに外からアクセスできないっていうのは本当にオンラインかというところちょっと微妙ではある。でも光ケーブルにつながりますからオンラインですね。
委 員	すごいセキュリティが強いですね。
会 長	説明では。
会 長	データ消失という問題を回避しやすくなるのと、あとはデータ送信というのが安全にかつ迅速に行える、説明で3つ挙げられたものが公益上の必要性になると思いますね。
会 長	何か他に意見はありませんか。思いつくままなんでも結構ですので。
委 員	他の市は？
会 長	ほぼ同じような内容で審議したうえで繋いでいるんだらうと。神戸市は早くからつないでいたかと。
委 員	使用するOSがなぜwindows7なのかという。
会 長	それはみんなそう思っています。なんで8ではなく7なのか、今システム変換するとだいたい新しくなるのは7。うちの大学でも更新で入ってくる新しいのは7なんです。8じゃない。 また、だから同じようなことが起こるんですよ、おそらく将来的に。95の時も同じことあったんですよ。その時は私の指導教授が国の答申書いたんですけど。 たぶんね、8のセキュリティに関してまだそれほど信用性がないのかもわからない、1年弱ですから。7はもう3年経ってますのでそれなりに対応ソフトが出来上がってる、セキュリティがかかっているということなんだらうと。
委 員	市役所の方で接続するパソコンがwindows7ですか？
会 長	市役所も7にアップデート済み？

事務局	はい、いまは7です。
会長	<p>サーバは当然7ですよ。</p> <p>XP多いですね。なかなか予算がでないから昔のままで動いている。国立大も同じ。ここ三か月ほどの間に全部更新しないとあかん。</p>
会長	<p>他に何かご意見ございませんでしょうか。では1時間ほどかけて議論しましたので、他にご意見等も無いようでしたら、この47号案件につきましては諮問答申としましては可として回答させていただきたいと思います。当審議会の意見としてまとめさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。</p>
委員一同	はい。
会長	<p>有難うございます。ご異議がないようですのでそのようなかたちで取り扱わせていただきます。答申の文言、内容等につきましては私の方にまたほかの委員さんには答申の案を送らせていただきます。</p> <p>ではレジメにありますその他ですけど、なにかありますでしょうか。事務局は何かありますでしょうか。</p>
事務局	特にございません。
会長	<p>それでは本日の諮問案件は以上となります。では、本日の審議会を終了いたします。</p> <p>終了</p>